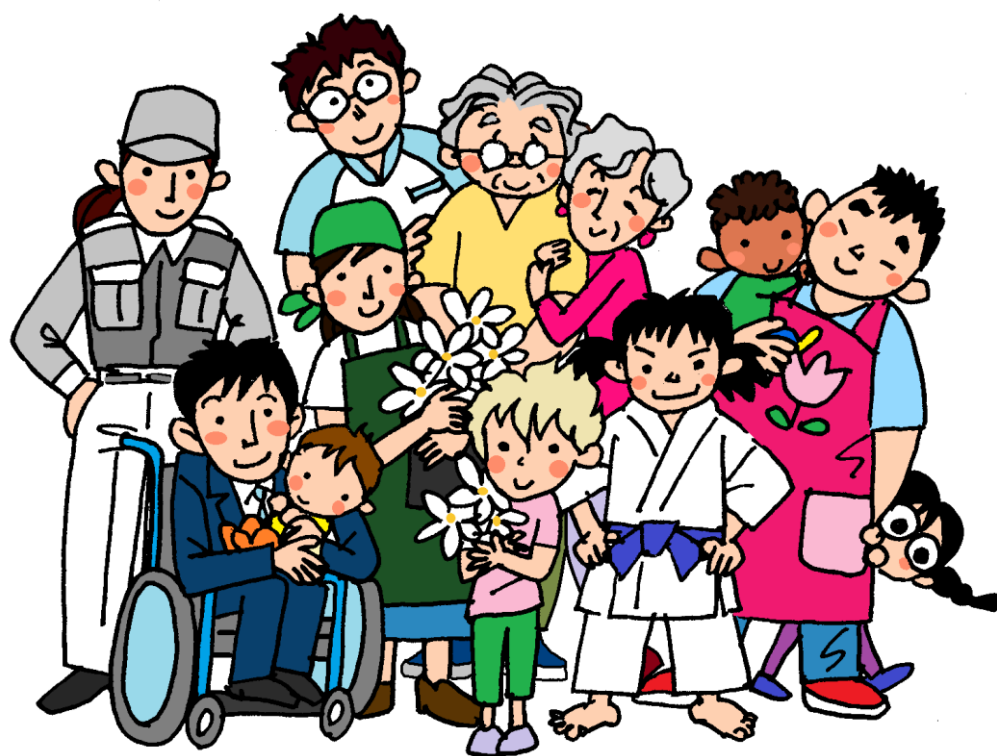


男女共同参画の視点からの

表現のガイドライン



飯 塚 市

目 次

公的広報を作成するみなさんへ……………	1
1 男女いずれかに偏った表現になっていませんか？……………	2
2 性別によってイメージを固定化した表現になっていませんか？ ……	3
3 男女を平等な関係で描いていますか？ ……	4
4 女性をおやみに「アイキャッチャー」にしていますか？ ……	5
5 男女で異なった表現を使っていますか？ ……	5
6 表現チェックシート ……	7
7 男女共同参画を推進するために ……	8
8 よくある質問 Q&A ……	9
9 「第2次飯塚市男女共同参画後期プラン」 ……	10

公的広報を作成するみなさんへ

はじめに

すべての人が性別にかかわらず、個人として尊重され、自らの意思によりその個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会の実現は、私たちの願いです。

飯塚市では、「男女共同参画推進条例」（平成 19 年 7 月）制定及び「第 2 次飯塚市男女共同参画プラン」（平成 29 年策定）に基づき各種施策を推進しています。

「男女共同参画」の視点

男女共同参画社会の実現には、「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的役割分担意識の解消が最も重要となります。

何気なく使っている表現の中に、性別を強調するもの、性別による役割分担意識を固定するもの、男女を不平等に扱っているものなどはありませんか。市が発行する印刷物等で私たちが用いる言葉やイラストなどの表現は、多くの人の目にふれることから、見た人のものの見方に影響を与えます。

広報の作成に携わる皆様には、重要な情報発信者の一人として、伝えたい内容や対象に合わせた効果的な工夫や男女共同参画の視点に立った性別に基づく固定観念にとらわれない、男女の多様なイメージが社会に浸透していくような表現が求められています。

手引きの使い方

この手引きは、男女共同参画の視点からどのような表現が問題なのか、より適切な表現にするにはどうしたらいいのかなど、表現を考える際の手がかりとなるものです。

単に特定の表現を禁止するものではありませんし、望ましい表現は一つではありません。より望ましい表現をすることで、男女共同参画を推進していきましょう。

「対象」となるもの

市が発信する全ての情報が対象です。

市民のみなさんとの会話や会議等で説明する場合などにおいても参考にしてください。

市報掲載記事、市ホームページ、ポスター、チラシ、新聞・雑誌等への記載、テレビ・ラジオでの広報、報道発表資料、会議・研修・講演会等での配付資料その他の刊行物

1 男女いずれかに偏った表現になっていませんか？

～受け手には男性も女性もいることを認識しましょう～

市が発信する情報の多くは、性別を問わず全ての人にかかわるものです。広報物の登場人物が極端に男女のどちらかに偏ったり、どちらかを排除したりしていると広報の内容が男女双方を対象にしているにもかかわらず、伝えるべき相手に正しく伝わりません。

男性が多い職種



男女がいる表現に



～男女が登場していますか？～

広報の内容が男女双方にかかわる場合、登場する男女のバランスにも配慮し、いずれかに偏らないよう心がけましょう。

男性だけの会議の風景



男女共に参加している会議風景に



チェック!!

広報の内容が誰でも参加できる行事でも、どちらかの性別に偏った表現になっていませんか。性別を偏らせず、誰もが自身に当てはめてイメージできるような表現をすることで、興味を持ち参加をする人が増えるかもしれません。

イラストや写真には性別に偏りがないようバランスよく登場するように心がけましょう。

2 性別によってイメージを固定化した表現になっていませんか？

～性別による固定的な役割分担意識を見直しましょう～

「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的な役割分担を強調したり、性別で分ける表現を用いるのではなく、男女が仕事や家事・育児で協力したり、さまざまな職業に就いたり、性別による固定的な役割意識にとらわれない表現を心がけましょう。

例) 女性家事、男性仕事 ⇒ 男女が仕事や家事、育児を協力し合う
医師は男性、看護師は女性 } 職業を性別で固定しない
保育士は女性、弁護士は男性 }



～いろいろな個性を表現しましょう～

性格や服装、色使いなどで必要以上に男女を区別していませんか。好みや行動、性格や振る舞い、服装など人それぞれです。固定的な性別イメージだけで表現せずに、多様な現実を反映させ、男女それぞれを幅広いイメージで表現しましょう。

例) 女性スカーフ、男性ネクタイ
男性の服は黒や青、女性の服は赤やピンク
女の子はおままごと、男の子はボール遊び
男性は短い髪、女性は長い髪など



3 男女を対等な関係で描いていますか？

～男性がいつもリーダーですか？～

常に、男性を中心的な存在、指導的な立場、守る側として、女性を周辺の存在、従属者の立場、守られる側として描かず、男女は対等で、地位や立場も様々であることを示す表現を心がけましょう。

指導的な立場は男性

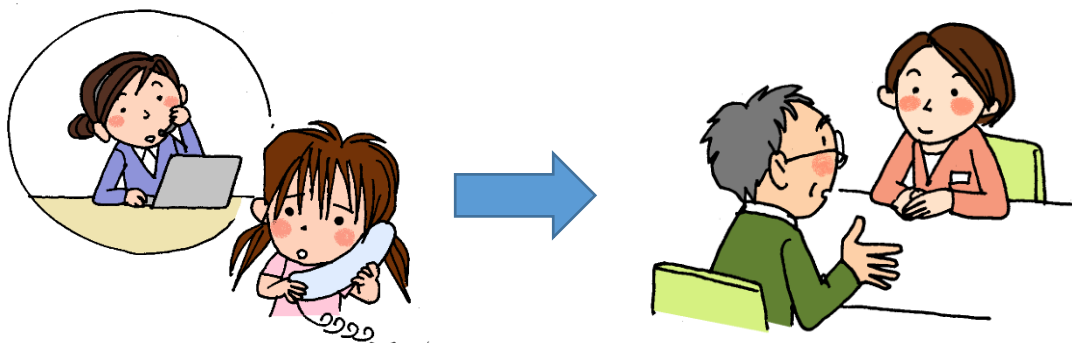


指導的な立場は男性も女性も共に



～被害者はいつも女性でしょうか？～

常に強者を男性、弱者を女性で描いたり、加害者を男性、被害者を女性で表したりするのではなく、内容に応じて様々な工夫をしてみましょう。



4 女性をむやみに「アイキャッチャー」にしていますか？

～人目を引くためだけに女性を使っていますか？～

アイキャッチャーとは、広告に注目させるための視覚的要素のことを言います。単に目を引くためや親しみさを持たせるために、内容とは関係なく女性の姿や身体の一部をポスターなどで使う場合がありますが、それでは伝えるべき内容が十分に反映された表現とは言えません。

安易なアイキャッチャーに頼ることなく、「誰に何を伝えたいのか」という原点に立って、より効果的な表現を工夫しましょう。

男性を起用する場合についても、同様です。

火の用心



5 男女で異なった表現を使っていますか？

～「女性」をかぶせる必要はありますか？～

職業や地位に触れるときに、女性の場合だけ性別を冠するのは、女性を例外的に扱うものと思われ、平等な扱いとは受け取られないことがあります。性別への言及があえて必要なのか考えましょう。

見直したい表現	望ましい表現	理由
女社長	社長	職業や地位の前に女性の場合だけ性別を冠するのは、女性を例外的、特殊だという印象を与え、また、その人の性別を必要以上に強調することにつながります。
女医	医師	
女性弁護士	弁護士	
女子アナ	アナウンサー	
婦人警官	警察官	

～性に特有な表現は必要でしょうか？～

男性又は女性だけに使われる表現には十分注意し、男女いずれに対しても使える他の言葉を探したり、別の言い方に変えたりするなどの工夫をしましょう。

「対になる言葉があるか」が判断する目安になります。

見直したい表現	望ましい表現	理由
男勝り・男顔負け・女だてらに	使用しない	女性が男性より劣っていることを前提とした表現であり、差別や偏見を生む表現です。
男らしい/女らしい 男なのに/女なのに 「男は仕事、女は家庭」 「女は愛嬌、男は度胸」	使用しない	男性や女性は「こうあるべき」という固定化したイメージに基づく表現です。

見直したい表現	望ましい表現	理由
看護婦	看護師	性別を限定する名称であったため、法律が改正され、性別を限定しない表現に変更されました。
保健婦	保健師	
助産婦	助産師	
保母・保父	保育士	

～男女の呼称の区別は必要でしょうか？～

男性を「氏」とする一方で、女性を「さん」とするなど、同じ広報で男女の呼称・敬称を区別する場合には、その必要性も考えましょう。

見直したい表現	望ましい表現	理由
主人・旦那・奥さん・家内	夫・妻・配偶者・パートナー	男性を主、女性を従にとらえ、女性は家の中にいるような印象を与えます。
ビジネスマン・サラリーマン・OL・キャリアウーマン	会社員	性別を限定しない表現を心がけましょう
キーマン	キーパーソン	

6 表現チェックシート

○表示・印刷する前に、もう一度確認してみましょう。

○女性から見ても、男性から見ても違和感のない表現になっていますか。

○性別で固定的な表現になっていませんか。

○担当者をはじめ複数人でチェックしてみましょう。

チェック項目		チェック欄
1	登場人物が男女どちらかに偏っていませんか	
2	性別による固定的なイメージではなく、多様なタイプで男女を表現していますか。(服の色やデザイン、持ち物の色や好みなど)	
3	中心的な役割を担うのを男性、補助的な役割を担うのが女性として表現していませんか。	
4	男性、女性で役割を決めつけていませんか。家事・育児・介護をしているのは女性になっていませんか。	
5	男女いずれにも使える言葉を使っていますか。	
6	女性であることを強調する表現など、男女の扱いが異なる表現をしていませんか。	
7	職業、スポーツ、学術、遊び等で、男女が固定化されていませんか。	
8	内容に関係なく、人目を引くために女性を起用していませんか。	
9	伝えたい内容が、誰が見ても分かりやすい表現になっていますか。	

7 男女共同参画を推進するために

・・・ジェンダー統計について・・・

第2次飯塚市男女共同参画後期プラン「取組内容(9)」に掲げるジェンダー統計(男女別統計)とは、「男女間の意識による偏り、格差や差別の現状及びその要因、現状が生み出す影響を客観的に把握するための統計」のことです。

客観的なデータに基づいて男女の置かれている状況を知ることは、男女共同参画に向けたさまざまな取組をするうえで必要とされています。

ジェンダー統計を実施するには、LGBTQの方々への配慮が必要です。

LGBTQとは

L: レズビアン(女性同姓愛者)

G: ゲイ(男性同姓愛者)

B: バイセクシュアル(両性愛者)

T: トランスジェンダー(性同一性障がいを含む心と出生時の性別が一致しない人)

Q: クエスチョニング(自分の性別がわからない、意図的に決めていない、決まっていない人)

◆性別を問うアンケート・市民意識調査等の参考例◆

アンケート等の性別欄についてもLGBTQの方々への配慮が必要です。

「男性」「女性」の選択だけでなく、アンケートの目的や状況に応じて、性別欄の記載を検討してください。

【例1】 性別(性自認) 1 男性 2 女性

性自認(Gender Identity)とは、自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ(性同一性)を自分の感覚として持っているかを指す概念です。

【例2】 注意事項を加える

あなたの性別は 1 男性 2 女性

生活の実態を調査し、今後の施策の参考とするものです。
実際の日常生活における近い方いずれかに○をお願いします。

【例 3】 記入式

あなたの性別は（ ）

【例 4】

あなたの性別は 1 男性 2 女性 3 その他 / 回答しない

【例 5】

あなたの性別は 1 男性（と自認） 2 女性（と自認）

3 どちらともいえない、または答えたくない

8 よくある質問 Q&A

1. 言葉など些細な問題だと思うのですが。

イラストや言葉など、様々な表現の繰り返しは人々のものの見方に影響を与えます。

情報発信者は、伝えたい内容や対象に合わせた効果的な工夫や、男女共同参画の視点に立った性別に基づく固定観念にとらわれない、男女の多様なイメージが社会に浸透していくような表現が求められています。

2. 女性と男性を必ず両方表現しなければなりませんか。

作成目的に沿った表現が必要です。男女共同参画の視点に立ち、誰にどんな情報を伝えたいのか、対象や目的に合わせた工夫をし、臨機応変に対応する必要があります。

3. イラストを使用する際、女性の服装は「ピンクや赤」、男性は「青」といった色は避けるべきですか。

絶対に避けるべきということではありませんが、私たちが用いる言葉やイラストなどの表現は、印刷物等の作成目的や内容に沿ったものとし、男女の固定的な色使い等を見直す必要があります。

9 「第2次飯塚市男女共同参画後期プラン」

飯塚市では、「飯塚市男女共同参画推進条例」の理念に基づき、平成19年に平成28年度を目標年度とした「飯塚市男女共同参画プラン」を、平成29年に令和8年度を目標年度とする「第2次飯塚市男女共同参画プラン」をそれぞれ策定し、男女共同参画社会の実現に向けた各種施策を計画的に推進しています。

この度、これまでの取組を検証し社会経済状況の変化による新たな課題に対応するため、令和3年度に「第2次飯塚市男女共同参画プラン」の見直しを行い、「第2次飯塚市男女共同参画後期プラン」を策定いたしました。

＜基本理念＞ ～男女の人権が尊重され、誰もが自らの意思に基づき活躍でき、安全・安心に暮らせる社会の実現～

基本目標1 あらゆる年代における男女共同参画への意識づくり

重点目標1 意識改革及び社会制度・慣行の見直しの促進

- ・ 施策の方向1 人権尊重・男女共同参画意識の啓発
- ・ 施策項目① 男女共同参画社会の理念や内容の普及・啓発
- ・ 取組内容（4） 市が発行する刊行物においては、性別に基づく固定観念にとらわれない、男女の多様なイメージが社会に浸透していく表現に努め、多様な男女の生き方や働き方に関する市民の意識改革を促します。
- ・ 施策の方向3 男女共同参画に関する調査研究及び情報収集・提供
- ・ 施策項目② 男女共同参画関連情報の収集・提供
- ・ 取組内容（9） 業務統計を含む各種統計の実施にあたっては、男女の置かれている状況を客観的に把握するためのデータの充実という観点から、可能な限り男女別のデータを収集するように努めます。

基本目標3 男女が共に支え合い、安全・安心で住みよいまちづくり

重点目標3 性の尊重とあらゆる暴力の根絶

- ・ 施策の方向1 性の尊重と生涯を通じた男女の健康支援
- ・ 施策項目② 市の刊行物などの表現への留意
- ・ 取組内容（8 4） 市の刊行物や各課において作成・配布される印刷物などに、女性の性差別の助長につながるような表現がないか留意するとともに、研修などによる職員の意識啓発を進めます。

※このガイドラインの作成にあたっては、既に作成されている国や自治体のガイドライン等を参考にしています。

令和3年3月 男女共同参画推進課作成

令和4年4月 改訂

令和4年9月 改訂